

## 平成25年第15回教育委員会会議録

日時：平成25年11月19日（火）

午後5時開会

場所：教育委員会室

### 出席委員

委員長	中湖喬
職務代理者	石井雅子
委員	坪井守
委員	松本昭彦
教育長	中野和代

### 出席者

教育次長	中村光一
学校教育・人権教育担当理事	山本成之
教育総務担当参事（兼）	
教育総務課長（兼）香良洲教育事務所長	市川昭子
教育総務課教育財産管理担当副参事	
（兼）施設担当副参事	小林雅治
学校教育課長	長井一哉
学校教育課保健・給食担当副参事	
（兼）中央学校給食センター所長	土性智樹
学校教育課保健・給食担当副参事	丸山美由紀
教育研究支援課長（兼）教育研究所長	荻原くるみ
人権教育課長	川合陽一郎
生涯学習課長（兼）津城跡整備活用	
推進担当副参事	野田剛史
生涯学習課青少年担当副参事	
（兼）青少年センター所長	中谷初男
生涯学習課公民館事業担当副参事	
（兼）中央公民館長	竹内正巳
安濃教育事務所長（兼）河芸教育事務所長・	
芸濃教育事務所長・美里教育事務所長	竹村健
白山教育事務所長（兼）	
一志教育事務所長・美杉教育事務所長	滝加寿代

中湖委員長 それでは、本日の議案等、概要説明をお願いします。

教育長 本日の議案等につきまして、概要を説明します。まず、第44号 津市社会教育委員の一部委嘱替えについて、第45号 平成25年度津市一般会計補正予算（第5号）＜教委所管分＞について、第46号 平成26年度小中学校教職員人事異動方針について、第47号 津市社会教育委員設置に関する条例の一部の改正について、第48号 津市青少年問題協議会条例の一部の改正について、第49号 津市公民館の設置及び管理に関する条例の一部の改正について、6件の議案について、御審議をお願いします。詳しい内容につきましては、それぞれの担当課長から説明させていただきますので、よろしくお願いします。

中湖委員長 それでは、本日の議案は、議案第44号から議案第49号までの議案6件です。このうち、議案第45号から第49号の5件につきましては、津市教育委員会会議規則第16条第1項第2号及び第4号の規定に該当するため非公開としたいと思いますが、いかがでしょうか。

各委員 異議なし

中湖委員長 それでは、議案第45号から議案第49号の5件につきましては、非公開と決定します。

議案第45号 平成25年度津市一般会計補正予算（第5号）＜教委所管分＞について

議案第45号 非公開で開催

議案第45号 原案可決

議案第46号 平成26年度小中学校教職員人事異動方針について

議案第46号 非公開で開催

議案第46号 継続審議

議案第47号 津市社会教育委員設置に関する条例の一部の改正について

議案第47号 非公開で開催

議案第47号 原案可決

議案第48号 津市青少年問題協議会条例の一部の改正について

議案第48号 非公開で開催

議案第48号 原案可決

議案第49号 津市公民館の設置及び管理に関する条例の一部の改正について

議案第49号 非公開で開催

議案第49号 原案可決

中湖委員長 それでは、公開事案の審議に入ります。議案第44号 津市社会教育委員の一部委嘱替えについて、事務局から説明をお願いします。

生涯学習課長

生涯学習課長 議案第44号 津市社会教育委員の一部委嘱替えについて、説明させていただきます。資料1ページを御覧ください。津市社会教育委員新旧対照表を参考にさせていただきたいと思います。社会教育委員さん全員については、2ページに資料として添付させていただいています。15名が現在社会教育委員です。社会教育委員の内、津市婦人会連絡協議会より推薦をいただき多年にわたり社会教育振興に尽力をしていただいております北山はまゑ委員さんから、一身上の都合から辞職願が提出されました。私どもも御本人と話をさせていただいてそのうえで、辞職の強い意志があるとの判断をしました。婦人会連絡協議会からの推薦ということもありましたので、婦人会連絡協議会から再度推薦をいただくということで、話し合いを進めさせていただき、平野美江様に新たに委嘱するものです。平野様につきましては、年齢は現在70歳で、津市婦人会連絡協議会津支部の健康福祉部長を務めていただいている方で、前任者におかれましては香良洲地域でございましたが、河芸地域に現在住居を構えておられますが、活動は以前から津の南立誠地域の方で活動をしていただいているということで、津支部の方を担当いただいているということになり、健康福祉部長として大変熱心に委員会活動をしていただいているという方でございます。この方を新たに社会教育委員として御認めさせていただきたいと考えます。なお、任期につきましては、津市社会教育委員設置に関する条例の第4条第1項に、「前任者の残任期間とする」とあることから、平野様の任期につきましては、平成26年6月19日までということで提案をさせていただきます。北山委員の辞職及び平野様の委員委嘱について御承認をお願いするものです。以上で説明を終わります。よろしくご審議をお願いします。

中湖委員長 ありがとうございます。説明は以上ですが、御質問等ございませんか。

生涯学習課長

生涯学習課長 大変申し訳ありません。先程私、口頭で、残任期間について6月19日と申し上げましたが、7月19日の誤りですので訂正させていただきます。

中湖委員長 御質問等ございませんか。

各委員 異議なし

中湖委員長 それでは、議案第44号 津市社会教育委員の一部委嘱替えについて、原案どおり承認することとしてよろしいでしょうか。

各委員 異議なし

中湖委員長 御異議なきようですので、議案第44号 津市社会教育委員の一部委嘱替えについて、原案どおり承認します。

中湖委員長 それでは、議案第45号 平成25年度津市一般会計補正予算（第5号）〈教委所管分〉について、事務局より説明をお願いします。

教育総務担当参事

教育総務担当参事 議案第45号 平成25年度津市一般会計補正予算(第5号)〈教委所管分〉について説明させていただきます。資料の1ページを御覧ください。第1条は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億3,510万7千円を減額し、歳入歳出の総額を108億4,096万7千円としようとするものです。第2条は、繰越明許費の設定で、詳細につきましては、資料の3ページを御覧ください。第2表 繰越明許費ですが、子ども・子育て新制度管理システム構築事業につきまして、年度内完了が見込めないことから、1,513万4千円を翌年度に繰り越し、実施しようとするものです。資料1ページを御覧ください。第3条は、債務負担行為の補正で、詳細につきましては、恐れ入りますが、3ページを御覧ください。第3表 債務負担行為補正ですが、以前に議決いただいておりますスクールバス運行委託業務、津市一身田寺内町の館指定管理委託業務、津市美杉ふるさと資料館指定管理委託業務について、消費税率の引き上げに伴う増額分の追加の債務負担を行うものです。資料の6ページを御覧ください。歳出第10款 教育費、第1項 教育総務費 第2目 事務局費は、一般職給4,601万円の減額で、一般職給与費の実績見込み及び地方公務員給与費の臨時特例に基づく減額に伴う人件費の調整です。次に第4目 教育研究所費は、一般職給67万7千円の増額で、7ページにかけまして、一般職給与費の実績見込み及び

地方公務員給与費の臨時特例に基づく減額に伴う人件費の調整です。次に第5目給食センター費は、一般職給37万円の増額で、一般職給与費の実績見込み及び地方公務員給与費の臨時特例に基づく減額に伴う人件費の調整です。続きまして、第2項 小学校費 第1目 学校管理費は、一般職給8,125万1千円の減額で、一般職給与費の実績見込み及び地方公務員給与費の臨時特例に基づく減額に伴う人件費の調整です。次に第2目 教育振興費は、261万6千円の増額計上で、就学援助事業は、250万1千円の増額で、就学援助認定者数の実績見込みに基づく増でございます。教育指導活動支援事業は、11万5千円の増額で、指定寄附の申し出に応じた教材備品購入費です。資料の8ページを御覧ください。続きまして、第3項 中学校費 第1目 学校管理費は、一般職給1,222万7千円の増額で、一般職給与費の実績見込み及び地方公務員給与費の臨時特例に基づく減額に伴う人件費の調整です。次に第2目 教育振興費は、592万1千円の増額計上で、就学援助事業は、531万8千円の増額で、就学援助認定者数の実績見込みに基づく増でございます。教育指導活動支援事業は、60万3千円の増額で、指定寄附の申し出に応じた教材備品購入費です。続きまして、第4項 幼稚園費 第1目 幼稚園費は、2,696万8千円の減額計上で、一般職給は、5,081万円の減額で、一般職給与費の実績見込み及び地方公務員給与費の臨時特例に基づく減額に伴う人件費の調整です。幼稚園管理運営事業は、1,513万4千円の増額で、子ども・子育て新制度管理システム構築に伴うシステム導入経費です。私立幼稚園援助事業は、870万8千円の増額で、9ページにかけまして、補助単価改定による私立幼稚園就園奨励費補助金の実績見込みに基づく増です。続きまして、第5項 社会教育費 第1目 社会教育総務費は、281万4千円の増額計上で、一般職給は、1,247万7千円の減額で、一般職給与費の実績見込み及び地方公務員給与費の臨時特例に基づく減額に伴う人件費の調整です。放課後児童健全育成事業は、1,529万1千円の増額で、国の補助要綱の改定等に伴う放課後児童クラブ運営補助金の増及び過年度実績に基づく県支出金返還金です。次に第3目 公民館費は、一般職給188万8千円の減額で、一般職給与費の実績見込み及び地方公務員給与費の臨時特例に基づく減額に伴う人件費の調整です。次に第4目 図書館費は、一般職給361万5千円の減額で、10ページにかけまして、一般職給与費の実績見込み及び地方公務員給与費の臨時特例に基づく減額に伴う人件費の調整です。以上で説明を終わります。宜しく御審議のほどお願いします。

中湖委員長 ありがとうございます。説明は以上ですが、御質問等ございませんか。

坪井委員 3ページの第2表⇨教育費の幼稚園費の子ども・子育て新制度管理システム構築事業は8ページに関わると思いますが、どういう事業ですか。

学校教育課長 子ども・子育て新制度ですが、平成27年からスタートしていくわけなんです、そのために、来年度平成26年度の9月、10月から園児募集等をする必要があります。それを運営していくに当たりまして、新システムを構築しないといけません。保育料も新しくなりますし、そういったことを管理するためのシステムを構築するためのものです。

教育研究支援課長 実は新制度の中で、幼稚園が施設給付を受ける場合、公立の幼稚園の場合ですが、私立も施設型給付を受けるなら同じですが、幼稚園の保育料が多分今丁度国の方でも審議の途中なんですけれども、税を納める額によって何段階かに保育料が分かれるようなんです。それがまだはっきり示されていないんですが、そうすると、Aさんのお宅がある幼稚園に入ります。それを幼稚園に募集、申込をします。その情報をこちらへあがってきて、保育所と同じように税の情報を引っ張って来てあなたの保育料はこうですよというような形のシステムを入れないといけなくなる。そういうことができるシステムを導入して、一覧にしたりして幼稚園に渡す、それで保育料が決定されるという、保育所に似た形のシステムをしていかないといけないということが分かっています。県の方から、システムに係る説明会がありまして、そのために12月補正をするようにという形です。平成27年度の新制度ですが、募集はもう26年度中に行いますので、そのシステムを26年度の早い時期に導入して、そのシステムを使えるように研修も進めて、26年度の9月、10月辺りにそれが活躍する時期がくるということで、準備を進めているところです。

坪井委員 国の施設型給付の金額、公定価格がまだ決まってないので、本来ならもう少し早く決まると思って当初予算を立てていたけれど、それがまだはっきりしないから、予算を立てようがないということは、どこの市町でも一緒ですか。

教育研究支援課長 はい、そうです。

坪井委員 でも、その予算は確保しておくしかない、ということですか。

中湖委員長 ありがとうございます。他に、御質問等ございませんか。

松本委員 この減額分が念頭にあるんですか。8ページの、15、134という

数字です。

事務局 補正予算を計上するとともに、契約は早くしたいんですが、本年度中に完了しないものですから、来年度に繰り越すということになり、支払い自体は来年度になります。

松本委員 来年度になると消費税率が上がるということは。

教育総務担当参事 それは見込まれています。消費税アップ分を見込んで予算計上しております。

中湖委員長 他に御意見等ありませんか。

各委員 異議なし。

中湖委員長 それでは、議案第45号 平成25年度津市一般会計補正予算（第5号）〈教委所管分〉について、原案どおり承認する事としてよろしいですか。

各委員 異議なし。

中湖委員長 それでは御異議ないようですので、議案第45号 平成25年度津市一般会計補正予算（第5号）〈教委所管分〉について、原案どおり承認します。

中湖委員長 次に、議案第46号 平成26年度小中学校教職員人事異動方針について、事務局より説明をお願いします。

学校教育課長

**【非公開】**

学校教育課長 説明

各委員質疑

学校教育課長、学校教育・人権教育担当理事 回答

中湖委員長 それでは、今お話がありました事については、メールで一回送っていただくということで、宜しく申し上げます。それでは、議案46号 平成26年度小中学校教職員人事異動方針について、継続審議とします。

中湖委員長 それでは次に、議案第47号 津市社会教育委員設置に関する条例の一部の改正について事務局から説明をお願いします。

生涯学習課長

生涯学習課長 議案第47号 津市社会教育委員設置に関する条例の一部の改正について説明させていただきます。資料の1ページ目が改正する具体的な内容になります。その説明につきまして、2ページ目の参考資料及び3ページ目の新旧対照表を御参考にしていただければと思います。改正理由につきましては、資料2ページに記載してございますが、それにつきまして改めて御報告させていただきますので、宜しくお願いします。地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により社会教育法第15条及び第18条が改正されることになっております。社会教育委員の委嘱基準、定数及び任期を地方公共団体の私ども津市の条例で定めることと変更がございましたので、その一部を改正させていただくものです。津市の社会教育委員設置条例につきましては、すでに、定数及び任期については、それぞれ条例に規定をしておりますので、委嘱に関する基準についてのみここでは改正とさせていただきます。よって、第3条の委嘱の基準を記載させていただくということで改正案となります。改正する委嘱の基準につきましては、これまで津市が基準としておりました改正前の社会教育法第15条「社会教育委員の構成」の第2項を基本的には準用させていただいております。また、他市の事例等々も参考にさせていただき、第3条の(5)において公募による者を新たに追加させていただいております。これにつきましても、既に公募によりまして委員を選任していることを津市では行ってきたわけですが、ここで条例の中で明確に公募による者を追加させていただいたというものです。根拠法令である社会教育法の改正が平成26年4月1日であることから条例の施行日も同様に平成26年4月1日から施行をさせていただきます。また、附則の2におきまして、改正後の社会教育委員設置に関する条例の規定により委嘱されている津市社会教育委員ということで、現在の社会教育委員さんにつきましては、その基準に基づいた委嘱だということで、附則の2で記載させていただいておりますのでお願いいたします。以上で説明を終わります。宜しく御審議のほどお願いします。

中湖委員長 ありがとうございます。説明は以上ですが、御質問等ございませんか。

各委員 異議なし。



中湖委員長 それでは、議案第47号 津市社会教育委員設置に関する条例の一部の改正について、原案どおり承認する事としてよろしいですか。

各委員 異議なし。

中湖委員長 それでは、議案第47号 津市社会教育委員設置に関する条例の一部の改正について、原案どおり承認する事とします。

中湖委員長 それでは次に、議案第48号 津市青少年問題協議会条例の一部の改正について事務局から説明をお願いします。

生涯学習課青少年担当副参事

生涯学習課青少年担当副参事 議案第48号 津市青少年問題協議会条例の一部の改正について説明させていただきます。資料の3ページを御覧ください。現在の条例でございまして、津市青少年問題協議会条例に沿って年に1回ないし2回程市長を会長といたします青少年のいわゆる健全育成に沿った問題行動の矯正或いは保護、育成、指導そういった観点からの総合的な施策を検討いただいて関係行政機関相互の連絡調整を兼ねながら津市の施策を審議いただく、意見を言っていただく、そういった会議を開催しています。このほどその津市青少年問題協議会条例の上位法であります国の地方青少年問題協議会法という法律がありますが、その法の一部が改正になりましたことから、この津市の条例を改正するものでございます。5ページを御覧ください。地方青少年問題協議会法の第3条組織のところの第2項、第3項「会長は、当該地方公共団体の長をもつて充てる。」という部分と、「委員は、」というところのいわゆる委員の資格要件の部分が、削除されました。この部分が削除されましたことによりまして、資料1ページの津市の青少年問題協議会条例の、これまで会長は市長が務めるとなっておりました部分及び委員の部分につきまして、資格要件を補う部分を付け加えまして改正の部分とさせていただきます。これまで会長は市長が当たるという部分につきまして、あるいは委員につきまして協議会の委員の定数は20人以内とする。協議会に副会長を1人を置き、委員の互選により定める。そういった部分の改正をするものでございます。この改正につきましては、現在の委員さんの任期が、9月30日となっていますことからその委員さんの任期につきましては、9月30日まで有効であるということで、その部分についても附則として改正するものでございます。以上で説明を終わります。宜しく御審議のほどお願いします。

中湖委員長 ありがとうございます。説明は以上ですが、御質問等ございませ

んか。

石井委員

石井委員 委員の中には現在、青少年健全育成の会長さんというのは入っておられるんですか。青少年健全育成の会との関係性はあるんでしょうか。

生涯学習課青少年担当副参事 今日の資料には載せさせていただいておりませんが、津市の青少年健全育成市民会議の委員長として参加をさせていただいております。その他の、各関係行政のいわゆる長の方なんかは来ていただいております。例えばPTAの連合会でありますとか、津市議会からも代表を出していただいております。津警察署、津南警察署、三重短期大学、中勢児童相談所、三重大学教育学部、自治会連合会、あるいは家庭裁判所、少年鑑別所等々のそれぞれの関係機関の方が委員として出席をいただいております。

中湖委員長 他に御質問等ございませんか。

各委員 異議なし。

中湖委員長 それでは、議案第48号 津市青少年問題協議会条例の一部の改正について、原案どおり承認する事としてよろしいですか。

各委員 異議なし。

中湖委員長 それでは御異議ないようですので、議案第48号 津市青少年問題協議会条例の一部の改正について、原案どおり承認します。

中湖委員長 それでは次に、議案第49号 津市公民館の設置及び管理に関する条例の一部の改正について事務局から説明をお願いします。

生涯学習課公民館事業担当副参事

生涯学習課公民館事業担当副参事 議案第49号 津市公民館の設置及び管理に関する条例の一部の改正について説明させていただきます。資料の1ページについては、議案内容でございまして、次の参考資料を御覧ください。今回津市美杉総合文化センターの建設に伴いまして津市八知公民館がその施設内に移転いたしますことから、条文の整理を行おうとするものでございます。改正内容でございしますが、まず位置の変更でございまして、第3条第1項の表中、津市八知公民館の

位置につきましては、津市美杉町八知5828番地1を改め、津市美杉町八知5580番地2津市美杉総合文化センター内に改めようとするものでございます。次に別表の施設使用料でございまして、新津市の八知公民館には、和室及び調理室の設置をいたします。和室の使用料につきましては、現在の八知公民館内の類似施設であります作法室の使用料を参考に、午前9時から正午までは400円、午後1時から午後5時までは600円、午後6時から午後10時までは900円で、調理室の使用料につきましては、午前9時から正午までが900円、午後1時から午後5時までが1,200円、午後6時から午後10時までが1,500円に、現在の八知公民館内に同様の調理室がありますことから、同額に設定をいたしまして、別表中の津市八知公民館に係る部分を改めようとするものです。施行につきましては、平成26年4月1日としております。以上で説明を終わります。宜しく御審議のほどお願いします。

中湖委員長 ありがとうございます。説明は以上ですが、御質問等ございませんか。

石井委員

石井委員 議案の内容とちょっと変わるかもしれませんが、教えてください。津市八知公民館のところに老人娯楽室と娯楽室の二つがあるんですが、その老人娯楽室というのは下に書いてある娯楽室と違うんでしょうか。

生涯学習課公民館事業担当副参事 老人娯楽室も娯楽室も現在和室でございまして、現在の八知公民館の先程の作法室、老人娯楽室、娯楽室全て、老人娯楽室が33畳の畳で、娯楽室は18畳の畳の部屋です。今回和室と同じ作法室を同様に和室としてそれが現在は10畳で、今回11畳の和室の設置をするということでございます。現在ほとんどの和室につきましては、使用されていないのが現状でございまして、特に美杉の地域は高齢者が増えており、畳に座るという事が億劫になっていることから、畳の部屋を減らすということを聞いております。

中湖委員長 他に御質問等ございませんか。

各委員 異議なし。

中湖委員長 それでは、議案第49号 津市公民館の設置及び管理に関する条例の一部の改正について、原案どおり承認する事としてよろしいですか。

各委員 異議なし。

中湖委員長 それでは御異議ないようですので、議案第49号 津市公民館の設置及び管理に関する条例の一部の改正について、原案どおり承認します。